

自分らしい働き方「テレワーカー育成講座」を開催します

テレワークのスキルを身につけていただくための「テレワーカー育成講座」を開催します。

それぞれ異なるテーマの講座で、働き方をより深めたい方や新しいスキルを身につけたい方に向けたプログラムです。

▼対象者 二地域居住者または子育て中の方で、テレワークに興味がある方

○例えばこんな方

- ・勤務時間を柔軟に変えられる働き方をしたい
- ・働きながらパソコンやウェブ系の業務のスキルを取得したい

▼講座日程・内容

- ① 11月25日(月)「PC・基礎講座」
- ② 12月9日(月)「テレワークツール・Excel入門講座」



- ③ 12月23日(月)「SNS運用入門講座」
- ④ 1月20日(月)「WEBライティング基礎講座」
- ⑤ 2月3日(月)「全体振り返り・アクションプラン作成」

▼時間 ①～⑤午後1時30分～3時30分

▼会場 ワークベース那須

▼参加費 無料

▼募集人数 15名

▼申込期限 10月28日(月)

▼申込方法 申込みフォームから必要事項を入力してください。

▼問合せ ふるさと定住課 事業推進係 ☎72・6955

リビングシフトの推進に関する包括連携協定を締結しました



左から平山町長、井上代表取締役会長

8月5日、リビングシフトを推進するため、株式会社LIFULLと「リビングシフトの推進に関する包括連携協定」を締結しました。

平山町長は「株式会社LIFULLが持つ情報プラットフォームやノウハウ、デジタル技術やマーケティングスキルが、当町の魅力を高めるプロジェクトや地域振興に貢献いただけることを期待しております」と述べました。

▼問合せ ふるさと定住課 事業推進係 ☎72・6955

結婚新生活支援事業を開始!

結婚に伴う新生活に必要な住宅取得等の費用の一部を補助します。

▼補助金額 最大30万円(婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は最大60万円)

▼対象経費 町内で結婚生活をするために令和6年度中に支払った住宅取得費用・リフォーム費用・住宅賃借費用および引越費用

※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、その支給額相当分を除く

▼対象 要件を全て満たす夫婦

- ① 令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻届が受理されていること。
- ② 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- ③ 夫婦の所得の合計が500万円未満であること。

※貸与型奨学金の返済を行っている場合は所得の計算方法が異なります。

- ④ 申請日において那須町の住民基本台帳に記録されており、夫婦ともに住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- ⑤ 申請日から5年以上継続して那須町に居住する意思があること。
- ⑥ 町税等の滞納がないこと。
- ⑦ 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

- ⑧ 本町の他の事業における住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用に係る補助を受けていないこと。
- ⑨ 過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」による結婚新生活支援事業に係る補助を受給していないこと。
- ⑩ 那須町暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

▼申請方法 令和7年3月31日までに必要書類を添えて申請してください。

▼申請・問合せ ふるさと定住課 ☎72・6955

インターネット公売のお知らせ

▼公売方法 KSI官公庁オークションが提供するインターネットを利用して行うせり売り

▼公売物品の内容 せり売り 任天堂 Switch本体・周辺機器 1式

▼公売参加申込期間 10月4日(金)午後1時～10月22日(火)午後11時まで

▼入札期間 10月29日(火)午後1時～10月31日(木)午後11時まで

▼参加条件・注意事項 町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 税務課収税係 ☎72・6904

